

| 請 願 文 書 表 | |
|---------------|---|
| 受理年月日 及び番号 | 令和4年8月31日 第22号 |
| 件 名 | 文京区における「まちづくり」の定義や基本理念を 定めた「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称） の制定を求める請願 |
| 請 願 者 | 文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里 |
| 紹 介 議 員 | 海 津 敦 子 国府田 久美子 |
| 請願の要旨 | 次 頁 の と お り |
| 付託委員会 | 建設委員会 |

請願理由

文京区には昭和 63 年に制定された「文京区まちづくり推進要綱」など、「まちづくり」という言葉を入れた条例・要綱等はあるものの、文京区としての「まちづくり」の基本理念を明確に打ち出しておらず、他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」もありません。

「文京区都市マスタープラン」(※千代田区では「まちづくり基本条例」はないものの、都市計画マスタープランの中で「まちづくりの理念」を明記しています)が見直されること、想定を遥かに超えた自然災害への備えと強靱な回復力の必要性、新型コロナウイルスの「パンデミック」危機後の新しい方向性を打ち出す必要もあり、文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念をしっかりと定めた上で、これらと整合性の取れるよう既存の関連施策に“横串”を刺しつつ、文京区としての「まちづくり」の基本理念に沿った一貫性のある独自施策も盛り込んだ「基本条例」が欠かせないと考えます。

建築紛争に発展してしまうのを未然に防ぎつつ、閑静でみどり豊かな住環境を守る施策、子育て環境の向上に寄与する都市整備のあり方、生活・通学路の安全対策等も盛り込みながら、文京区の地の利や歴史を活かし、閑静な住環境を守るべき住宅地域と、利便性を兼ね備えた商業地域でメリハリある都市整備を推進していくためには演繹的手法と帰納的手法の両方からのアプローチが不可欠であり、どちらのアプローチで十分ということはありません、車の両輪のように整える必要があります。

「協働・協治」の理念に則り専門家や区民による検討を十分に行い、まちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例の制定を検討するよう区に働きかけて頂きたく、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

※千代田区都市計画マスタープラン(令和 3 年 5 月改定)では「まちづくりの理念」として「歴史に育まれた豊かな都心環境を次世代に継承し、世界の人に愛されるまち、千代田」と明記しています。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「文京区都市マスタープラン」の見直しと併せ、安全・安心な住環境や子育て環境、都市整備の方向性も盛り込みつつ、自然災害に強く回復力もあるような令和以降の新時代に相応しい『文の京』まちづくり基本条例(仮称)の制定を検討してください。